

# 一般廃棄物（ペットボトル）中間処理業務委託に係る 公募型プロポーザル方式実施要領

一般廃棄物（ペットボトル）中間処理業務委託（以下「本業務」という。）の内容並びに本業務に係る公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

## 第1 目的

一般廃棄物（ペットボトル）中間処理業務委託の実施に向けて、受託候補者の能力、技能、経験等を見極め、本事業に最も適した業者を選定するに当たり、プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

## 第2 業務概要

### 1 業務名

一般廃棄物（ペットボトル）中間処理業務委託

### 2 業務内容

徳島市が収集した一般廃棄物（ペットボトル）を受託候補者が所有する中間処理施設で受入・選別・圧縮・梱包を行い、徳島市が指定する再商品化の委託契約を締結した事業者（再商品化事業者）へ適切に引渡す業務

### 3 履行期間

提案の業務開始時期（令和8年10月1日を基本とする）から令和16年3月31日までとする。

### 4 予算概要等

#### (1) 提案価格上限額

459,150,000円（8か年度総額。消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### (2) 各会計年度における提案価格上限額の内訳

令和8年度 30,610,000円

令和9年度から令和15年度の各年度 61,220,000円

#### (3) 本業務の委託契約は、債務負担行為による複数年契約とする。

#### (4) 業務委託料の積算にあつては、予定価格の範囲内とすること。

#### (5) 本業務に係る予算の減額、削除等があつた場合には、仕様等を変更し、又は中止することがある。なお、このことにより、本プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあつても、市はその損害について一切負担しない。

## 第3 担当部局

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市 環境部 環境政策課 企画担当（徳島市役所本館10階）

電話 088-621-5217

FAX 088-621-5210

電子メール kankyo\_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

#### 第4 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- 1 徳島市の建設工事関係又は物品・役務関係の競争入札有資格者名簿に登載された者であること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 公募開始の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市の建設業者指名停止等措置要綱又は物品の購入契約等に係る指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けている期間のない者であること。
- 4 公募開始の日から参加表明書提出日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者であること。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 6 過去又は現在において類似のペットボトルの中間処理業務を請け負った実績のある者であること。
- 7 本社及び中間処理施設の所在地が徳島市にあること。
- 8 業務履行時までには本業務にあたる従事者を確保し、確実に履行できること。

#### 第5 参加表明手続

##### 1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

##### (1) 提出書類及び提出部数

- ア 参加表明書 1部（様式1）
- イ 会社概要調書 1部（様式2）
- ウ 業務実績調書 1部（様式3）
- エ ペットボトルの処理に必要となる廃棄物処理の許可証等の写し 1部

(2) 提出期限 令和8年2月2日（月曜日）午後5時

(3) 提出場所 第3に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送による

※持参の場合は、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間に持参するものとし、郵送の場合は期限までに必着のこと。

##### 2 参加資格要件の確認等

##### (1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年2月9日（月曜日）までに、次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。あわせて参加資格要件を有すると認めた者に、企画提案書の提出を要請する。

- ア 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨を通知する。
  - イ 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求められることができる旨を通知する。
- (2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求められることができる。
- ア 提出期限 令和8年2月13日（金曜日）午後5時
  - イ 提出場所 第3に同じ
  - ウ 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。
- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

## 第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

### 1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

#### (1) 中間処理業務の実施体制

- ア 徳島市が搬入するペットボトルを他のものと分けて荷下ろしし、単独処理するための設備、人員の配置及び搬入されたペットボトルの貯留、圧縮・梱包した分別基準適合物の保管場所が分かるよう、既存施設との関係も含めて図面等により提案すること。
- イ 提案の業務開始時期（令和8年10月1日を基本とする）から本業務を開始するためのスケジュールを提案すること。
- ウ 徳島市から搬入されるペットボトルを、遅延なく処理することが可能である設備の処理能力及び作業内容・手順を提案すること。

#### (2) ベール品質の向上等

- ア ベール品質調査のAランクと同等の判定を達成するための選別や処理における効果的な取組（特にガラス片の混入防止）を提案すること。
- イ 再商品化事業者へ引き渡すベールの寸法はW900mm～1,100mm、H800mm～1,200mm、D1,000mm～1,600mm、ベール重量は370kg～500kgを基本とし、10tウイング車にパレット無しで10t以上の積載を想定すること。

#### (3) 安全対策、災害対策

- ア 徳島市が使用する搬入車両（軽ダンプ、2tじん芥車及び10tアームロール車）の通行及び荷下ろし並びに再商品化事業者へ搬入する車両（10tウイング車）への通行及び積み込みが安全かつ滞りなく行えるよう図面等を活用して提案すること。
- イ 施設への出入りの際、また構内で車両の安全確保のために講じるべき対策及び中間処理における作業の安全対策を提案すること。
- ウ 天災、事故、故障等が発生した際の対応について提案すること。

### 2 企画提案書及び添付書類

企画提案書は、次の書類を添付して提出すること。

- (1) 企画提案届出書 1部（様式4）

- (2) 企画提案書 4部（正本1部、※1副本3部）（任意様式）  
(3) 見積書（事業費積算内訳） 1部（様式5）

※1 副本には、企業名が特定できる内容を記載しないこと。

### 3 記入上の注意事項

- (1) 作成要領
- |        |                           |
|--------|---------------------------|
| サイズ    | A4判用紙                     |
| 印刷方法   | 両面、カラー印刷                  |
| 文字ポイント | 10.5ポイント以上（図表等に含まれる文字を除く） |
| ページ番号  | 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと      |
| ページ数   | 表紙及び目次を除き、8ページ以内とすること     |

#### (2) 体裁

##### ア 表紙

- a 題名（「一般廃棄物（ペットボトル）中間処理業務委託」）を記載  
b 作成年月日（令和8年 月 日）を記載  
c 住所、商号又は名称を記載（正本のみ）

##### イ 目次

表紙の次ページに目次を付すこと

#### (3) その他

すべての提出書類は返却しない。

### 4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和8年2月20日（金曜日）午後5時  
(2) 提出場所 第3に同じ  
(3) 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

### 5 企画提案書の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。  
(2) 徳島市は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。  
(3) 徳島市は、企画提案者から提出された企画提案書について、徳島市情報公開条例（平成19年条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。

## 第7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について、質問がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。なお、質疑がない場合、提出は不要である。

ア 提出書類 質問票（様式6）

イ 提出期間 令和8年1月30日（金曜日）午後5時まで（参加表明書に係る質疑）  
令和8年2月19日（木曜日）午後5時まで（企画提案書に係る質疑）

ウ 提出場所 第3に同じ

エ 提出方法 電子メール又はFAXにより提出すること

(2) (1)の回答方法は、徳島市ホームページ上に当該回答内容を公開するものとする。

## 第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 第9 企画提案の審査方法及び評価基準

### 1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、3人の委員で構成するペットボトル中間処理業務に係る公募型プロポーザル方式選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### 2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリング及びプレゼンテーションを次のとおり行う。

#### (1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は、プレゼンテーション（準備・片付けを含む。）20分程度、ヒアリング20分程度の合計40分以内とする。

イ パソコン等を用いて提案書の説明を行う場合、プロジェクター及びスクリーンは徳島市で準備する。パソコン等使用機材は事業者が持参すること。

ウ プレゼンテーションは、提出された企画提案書に記載されている範囲で行うものとし、追加資料の配布・掲示は認めない。

エ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

#### (2) 実施日時及び場所

第6で示した、企画提案書の提出要請時にあわせて通知する。

### 3 評価基準

企画提案書及びヒアリング等により、次の審査項目について、別表「評価基準・配点表」で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 中間処理施設の所在地（5点）
- (2) 他自治体の業務実績（5点）
- (3) 提案価格（20点）
- (4) 企画提案及びプレゼンテーション等（100点）
- (5) 最低基準点 総合評価点（審査会における平均点）の6割以上

#### 4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により各委員の評価点数の合計を加算し順位を付け、最も評価点数の高い者を審査会の合議の上、受託候補者として特定する。なお、評価点数の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

ただし、最低基準点未満の場合は、受託候補者を特定しないものとする。

#### 5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全てに対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 企画提案者

エ 受託候補者の特定理由

オ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

カ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 (1)の通知があつた日から7日以内までの午前9時から午後5時まで（ただし、土、日及び祝日を除く）

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送による。郵送の場合は期限までに必着のこと。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

#### 6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を徳島市ホームページに公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び審査会委員

### 第10 契約に関する基本事項

#### 1 契約の締結

受託候補者と本業務について協議を行い、提案内容を反映した仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

#### 2 契約保証金

要する。ただし、徳島市契約規則第31条の規定に該当する場合は免除できる。

#### 3 契約書作成の要否

要する。

## 第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和8年1月20日（火曜）
質問書受付開始	令和8年1月20日（火曜）
質問書提出期限（参加表明書関係）	令和8年1月30日（金曜）
参加表明書提出期限	令和8年2月2日（月曜）
参加資格要件確認結果通知および 企画提案書提出要請	令和8年2月6日（金曜）
質問書提出期限（企画書提案関係）	令和8年2月19日（木曜）
企画提案書提出期限	令和8年2月20日（金曜）
ヒアリング及び プレゼンテーション	令和8年2月下旬予定
企画提案書審査結果の通知	選定後速やかに通知
契約締結	令和8年3月中旬頃予定

## 第12 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 5 提出期限以降における参加表明書、企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- 6 本プロポーザルは、参加希望者が1者であっても企画提案の審査及び評価を実施し、総評価点が最低基準点以上の場合は、受託候補者として本業務契約締結に向けた交渉を行う。
- 7 特定された企画提案書の内容については、本業務の特記仕様書に反映するものとする。

(別表)

## 評価基準・配点表

評価項目	評価基準	評価書類	配点
1 業務実績及び施設の所在地			
(1) 処理施設の所在地	施設までの距離は、収集車が搬入できる距離にあるか。 ・ 距離を計測する基準点は、東部環境事業所（論田町）からとする。 ・ 評価点は次の計算式のとおり $\text{最も近い参加者施設との距離} / \text{当該参加者施設との距離} \times 5 \text{点}$ ・ 小数点以下は切り捨てとする	様式2	5
(2) 業務実績	参加事業者の類似業務実績は十分か。 ・ 過去5年以内（令和2年以降）に類似の業務を1年間請け負った実績1件につき1点を加算 ・ それぞれの業務または年度につき、5件を上限とする。	様式3	5
2 提案価格			
(1) 提案価格	価格面に優位性はあるか。 ・ 評価点の計算式は次のとおり $(\text{提案価格上限額} - \text{提案価格}) / (\text{提案価格上限値} - \text{最低提案価格}) \times 20 \text{点}$ ・ 小数点以下は切り捨てとする。	様式5	20
3 企画提案及びプレゼンテーション等			
(1) 業務の実施体制	提案の業務開始時時期（令和8年10月1日を基本とする）から業務が履行できる体制となっているか。 ・ 円滑に業務遂行のための人員体制は十分か ・ 施設及び設備の処理能力は十分か ・ 仕様書の内容を網羅しているか ・ 業務の精度を上げるための工夫はあるか ・ 既存施設や設備との関係性は十分考慮されているか	任意様式	30
(2) ベール品質の向上等	ベール品質の向上のための体制や工夫がなされているか ・ ベール品質調査において、Aランク相当の判定を達成するための工夫はあるか ・ ベールのサイズは適切か ・ 適切にベールの引渡しを行うことができるか	任意様式	30
(3) 安全対策、災害対策	・ 搬入出ルートは適切で、安全は確保されているか ・ 天災、事故、故障などの対策はあるか	任意様式	30
(4) プレゼンテーション・ヒアリング	・ 企画提案書の内容を規定時間内に分かりやすく、かつ的確に説明できているか ・ 委員の質問内容を的確に理解し、簡潔明瞭に回答できているか。 ・ 担当者の知識や経験が豊富で、かつ受託意欲や積極性が感じられるか。	—	10
合 計			130

### 評価割合

評価		点数配分	
		配点10点	配点30点
A	優れている	10点	30点
B	やや優れている	7点	21点
C	標準	5点	15点
D	やや不十分である	3点	9点
E	不十分である	0点	0点